

第4回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨

日 時	令和7年11月19日（水）午後2：30～3：10
会 場	議会会議室（本庁舎10階）
出席委員	山中委員長、長沢副委員長、輿石委員、中嶋委員、坂本委員、橘田委員、兵道委員、廣瀬委員、木内委員、鈴木委員、依田委員
欠席委員	鮫田委員
審査対象議員	村松裕美議員

1 第3回 甲府市議会議員政治倫理審査会 会議要旨について（議題1）

・事務局から説明

(1) 報告事項

- ・村松議員が山中委員長から暴言を受けたとの件は、調査の結果、暴言はなかったとの結論に至った。

(2) 第2回甲府市議会議員政治倫理審査会会議要旨について

(3) 村松議員からの要請について

- ・「第一回政治倫理審査会の中での発言者からの証拠の提出等を求める要請」については、当該発言は委員個人の見解であり本審査会で議論する必要はないため、取り扱わないとした。

- ・「政治倫理審査会弁明書の提出について」に係る関係書類一式は、委員において審査し、弁明書として採用せず、資料として扱うものとした。

(4) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

- ・村松議員によるSNSの運用が、政治倫理基準に違反しているかどうか

について委員の意見を聴取した。

- ・今回の意見を集約して次回提示し、政治倫理基準違反の存否について判断し、その結果に基づき講ずべき措置についても判断することとした。

(5) その他 なし

2 政治倫理基準に違反する行為の存否について（議題2）

前回の委員の意見集約を基に、政治倫理基準に違反する行為の存否について協議し、村松議員の行為は甲府市議会議員政治倫理規程第3条第6号及び第8号の政治倫理基準に違反するものと決定した。

3 講ずるべき措置について（議題3）

甲府市議会議員政治倫理規程第11条の規定により、講ずるべき措置に関する意見について協議し、起立採決により多数で同条第1号に規定する「この規程を遵守させるために警告し、誓約書の提出を求めるこ。」に決した。なお、同条第3号の「議員の辞職に関すること。」とすべきとの意見があったことも申し添えるような形で、報告書をまとめることとなった。

委員からの主な意見

- ・4名の議員からの審査請求のとおり、甲府市議会基本条例の精神に反し、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないことを掲げた甲府市議会議員政治倫理規程に抵触する今回の行為は、重大な人権侵害であることが明確である。また、弁明の機会を設けたにもかかわらず、出席せず、反省の意思が全く見られないことから、甲府市議会としては厳しい対応をすべきであり、議員辞職の勧告を行うべきであると考える。

- ・32名の選挙で選ばれた議員としての責任は重く感じている。改めて村松

議員には責任の重さを感じてもらいたい。議員をやめてしまえば、その責任の必要はないが、あくまでも議員として、その責任の重さに基づく反省を促したい。議員として責務を再確認させるためにも、警告し、誓約書を求ることにより、反省を促し、改めて説明責任を果たしてほしいと心から願う。

・市議会議員だからといって、他人のプライバシーを蹂躪する権限は全くなく、この行為が甲府市民あるいは甲府市の利益にかなっているのか疑問に思う。我々は甲府市民から選ばれて、甲府市から報酬を頂いて、それは市民からの税金であり、甲府市の利益を少しでも増進するように、市民福祉が一步前へ進むように市議会議員一丸となって働いてきたと自負しているが、そのことが全く伝わっていない。どうしてこういう行為をする必要があったのかということについても全く弁明が聞かれない。甲府市議会の意思を断固示すために、警告を発し、誓約書を徵取するという対応が必要である。

・私達は、甲府市議会議員として、議会で決めたルールに則って行動すべきであり、この政治倫理審査会もそのルールに則って進められているので、甲府市議会議員であれば、それをしっかりと守ってもらいたい。警告し誓約書の提出を求め、これをしっかりと遵守してもらうよう、議長にもお願ひしたい。

・なぜこういう行為をしたのか弁明をしないことが大変よくないと思う。本来なら辞職勧告になんて仕方ないと思うが、まずは、警告して誓約書を提出してもらうことを求める。

・政治倫理規程を遵守させるための警告と誓約書ということに賛成をするが、弁明する機会を与える余地も残してほしい。

・村松議員から直接弁明がなく、個人の理由で弁明しないということなので、それについて違反を認めるというふうに判断せざるを得ない。特に市議会議員の立場を利用して、特定の一般人の方の秘密を公にしたこと、自分の主張が正しいということで、特に目立つ方を対象にしたということについては、そういう行為を認めてしまうと、市議会議員はそういうことをしてもいいんだということになりかねない。市議会議員は、甲府市民また社会全体の人たちの福祉、利益を守るのが役目であるから、自分の主張を展開するために、個人のプライバシーを暴露してよいとはならない。そうした理由で、政治倫理規程の第11条第1号の警告し誓約書の提出を求めることが妥当ではないかと思う。

4 審査結果の報告

議長への審査結果の報告書の作成は、本日の審査を踏まえ、正副委員長に一任するものとし、作成した報告書については、事前に委員に配付し、確認を得たうえで議長に報告することとした。

5 その他（議題4）

なし。